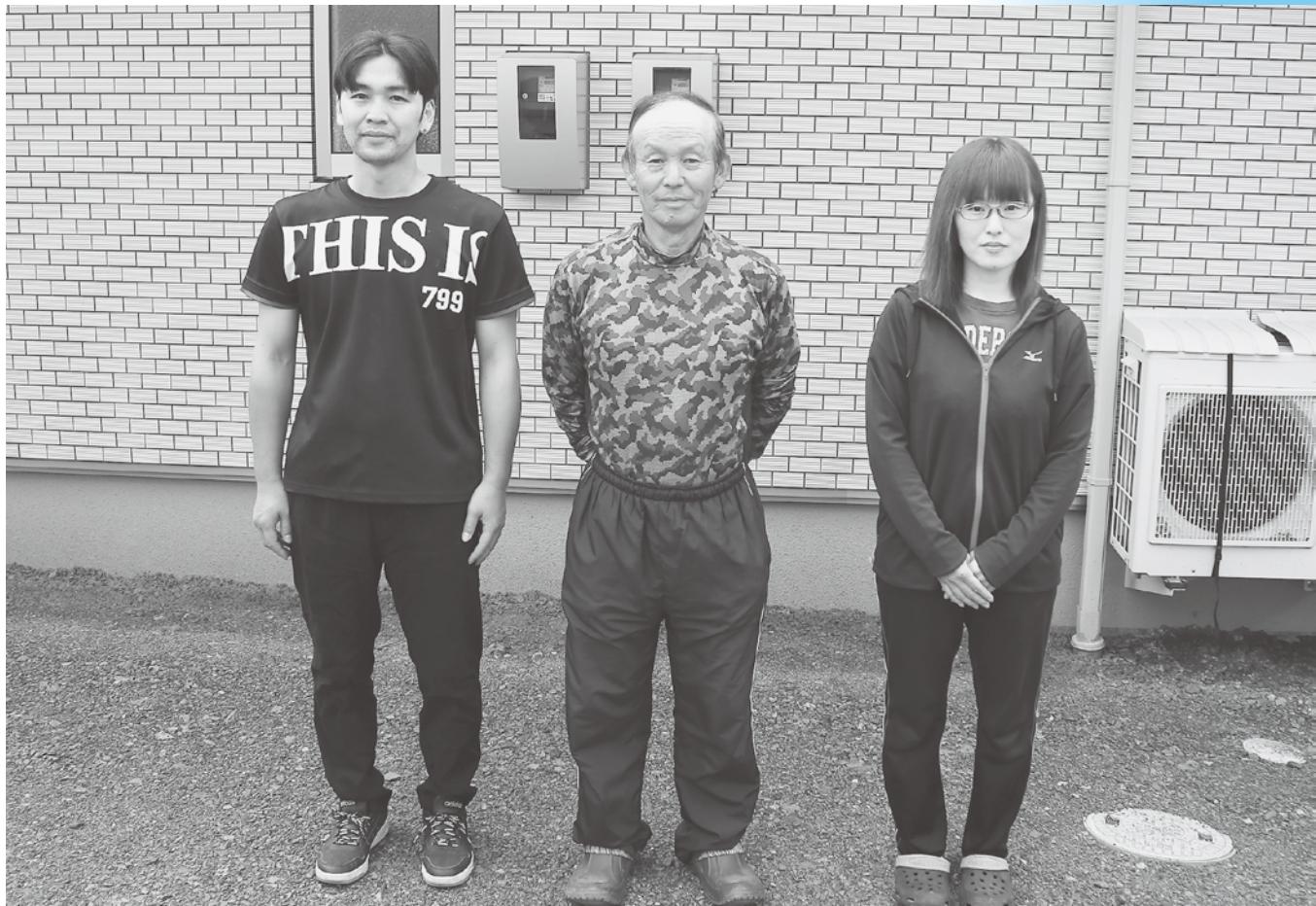


担い手情報

第40号

(令和5年8月)

農業再生協議会 担い手・農地だより



「志水敏春さん」と家族の皆さん

(中央が経営主の志水敏春さん、向かって右が後継者で次女の美香さん、向かって左が次女の夫の卓也さん)

“木曽町開田高原の「御嶽はくさい」の中核農家 であり、農業委員として遊休農地対策にも貢献”

「御嶽はくさい」の生産農家 志水敏春さん

木曽町開田高原

大分県出身ですが、結婚を契機に木曽町に移住され、高標高地域である木曽町開田高原でブランド農産物となっている「御嶽はくさい」の中核農家として活躍されています。

また、農業委員として、遊休農地対策に積極的に取り組み、地域農業の発展にも貢献されています。

Index

- 認定農業者 「御嶽はくさいの生産農家 志水敏春さん」
- 県・地域の動き 「インボイス制度の研修会・相談会の開催」ほか
- 農業経営セミナー 「農業経営計画支援システム『AGR-I-X NAGOYA』の活用」
- 視点 「農政をめぐる情勢と話題」
- インフォメーション 「農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ」ほか
- 支援の窓 「農業経営者総合サポート事業」

「御嶽はくさい」の中核農家であり、

農業委員としても遊休農地対策等に貢献

長野県の西南部に位置する木曽町の御嶽山の山麓に広がる標高一〇〇〇m程の開田高原で「御嶽はくさ

ブランド農産物「御嶽はくさい」産地の概要

する「移植栽培」ではなく、全国でも珍しい、種子を直接畑に播く「直播栽培」が行われていることです。



「御嶽はくさい」のほ場

農業経営の概況

家族は経営主であるご本人（志水敏春氏）と妻、後継者の娘さんです。娘さんの夫も現状は会社員として勤めていますが、将来農業を継ぐ見込みのことです。

「御嶽はくさい」を基幹品目として三・五糀を栽培する他、大豆「糀、そば七〇糀、トウモロコシ二五糀栽培しています。

そはとトモロージは標高一、二〇〇mの高原での栽培で日中と夜間の気温差（日格差、寒暖差）がある



家族で「御嶽はくさい」を収穫

ため、風味や甘みが増し、実需者から好評を得ています。

就農の経過

ノルマニスム

「御嶽はくさい」のプラン
ド維持に向けての取組

卷之六

栽培における課題と対応

されました。現在と比べると経験不足もあり、適期防除がてきてなかつたそうで

す。施肥についても施肥のタイミングが掴めなかつた

ため、十分な生育が得られず、適正施肥の重要性と難しさを感じたとのことです。

に対応するため 周囲の先輩農家の畠を見て回り栽培管理について参考にしました。

た。また、自らも勉強を積み重ね課題を克服し、その結果品質の高い「御歳はく

結果品質の高い「微細いくさい」を生産できる技術力を身につけ、平成三〇年（

令和三年までJA野菜生産部会の部会長を務めるなど、周囲からも評価される「御嶽はくさい」の先進農家となりました。

現状感じる病害虫防除や適正施肥等栽培のポイントは、いずれもほ場の状況を

A木曾が保有している商標です。

この直営栽培によつてボリュームのある大玉ハクサトイが生産でき、高品質なブランドとして認知されています。全体の栽培面積は五〇㌶で、生産農家は一九名、全体の出荷数（令和四年度）三〇・一万c/s（一五kg換算）です。平成二三年をピークに生産者・栽培面積共に減少しており、担い手の確保が課題となつています。

良く観察し、早めに対応することです。特に病害虫の課題に対しても対応する必要があると感じており、令和三年度に県野菜花き試験場や木曽農業農村支援センターの協力を得ながら設置したクロップナビによる病害の予測も効果があったとのことでした。



クロップナビの設置により気象データから炭疽病の感染好適条件を推定

このように関係機関の支援についても「御嶽はくさい」のブランド維持には有効であったと言つておられました。

J.A.等関係機関が一丸となり木曽への就農相談会等でさらにPRをしてもらい、その結果「御嶽さくさい」に興味を持つ就農希望者が確保されれば、自分達のような中核農業者が里親研修等の対応を実施し、今後も就農に向けての支援をしていきたいと言つていただきました。

労力削減の取組について

ハクサイ栽培では、ハクサイが重く収穫時の労働作業負担が大きいという課題があります。この課題を軽減するためにスマート農業の活用が必要だと感じ、当時野菜生産部会長であった志水さんは、積極的に推進を行いました。

まず令和三年度に自らのほ場を提供しハクサイの自動収穫機の実演会を、農機

具メーカーと木曽農業農村支援センターの支援を受け実施しました。また、親元就農者だけでなく、新規参入者についても積極的に呼び込むことが必要であると考えておられました。令和三年度には「御嶽はくさい」の新規参入者が一名就農しました。関係機関の支援もあり、現状も経営は順調に推移しています。このような方をさらに増加するためには県・町・JA等関係機関が



ハクサイ自動収穫機の実演会（県下初めての試み）

農業委員としての活動 ＜農業委員に配布されたタブレットの活用＞



農業委員の活動でタブレットを活用

調査の結果、実用化するには改良部分があるということで、導入には至りませんでしたが、令和四年度にはアシストスースによる収穫作業の負担軽減についてアシストスースの実用性が高いことを提言し、木曽農業農村支援センターでは数種類の商品を農家に長期間試着してもらい効果の検証を行いました。タブレットはスマホに比較し画面が大きく鮮明で、農地の所有者情報等が載っていることから、農業委員の活動において有効なIT機材として評価されています。

（遊休農地の発生防止・解消に向けて）

農業委員の新たな業務である地域計画の目標地図を検討する中で、自らも地域

の農地を守る意識がより高まつたことから、本年四月、本人を含め六名の仲間により「農地を守る会」を設立されました。会の活動は、遊休農地を増加させないため、自力での耕作が難しくなった農地の耕起・周辺農道の草刈等の農作業の受託を行うというものです。この活動を行うには農業機械が必要になります。機械を持っている担い手農家に呼びかけ設立に至りました。遊休農地対策を行う理由として鳥獣の居場所を増加させないという鳥獣害対策の側面も大きいことがあります。

将来は、会の法人化を目指し、農作業の受託だけでなく、農作物の作付けが困難となる農地にそば等を作付けるなど、本格的に農地を守る活動をしていきたく語られました。

今後も「御嶽はくさい」のブランド維持と農業委員としての遊休農地の発生防止に貢献されることに期待し、夏でも涼しい木曽町開田高原を後にしました。

（担い手・農地部会事務局長 砂場）

県・地域の動き

上伊那地域青年農業者税務（インボイス制度）研修会・相談会の開催

を含め約10名が参加しました。

「インボイス制度」では、

消費税の本則課税事業者は

消費税の仕入れ税額控除を

行うために、仕入れ先から

「適格請求書（インボイス）」

の発行を受け、帳簿へ記帳

・保存することが必要とな

ります。また、取引先から

インボイスの発行を求めら

れた際にはこれを発行・写

しを保存する」とが義務化

されます。

一方で、消費税の免税事

業者はインボイスを発行で

きないため、本則課税事業

者との取引に影響が出る可

能性があります。制度の影

響や対応は、個々の経営形

態により異なることから、

不安に感じる農業者も多



研修会の様子

く、運用開始後も農業経営を円滑に行うために、制度に関する理解促進が求められています。

そこで、国の「農業経営者サポート事業」を活用し、税理士法人さくら中央会計代表社員（現・朝日税理士法人）で税理士の神谷正紀氏を講師としてお招きし、「消費税、インボイス制度（農業経営での注意点）」と題した講演と、インボイス制度を含めた税務に関する個別の相談会を行つていただきました。

研修会では、神谷講師から参考となつた、「今まで深く考えていなかつたが、自身の経営を見直す機会となつた」、「個別相談も含め経営課題の解決に向け大変参考になつた」、「グループの垣根を超えた研修会を今後も開催してほしい」等の感想が聞かれ、非常に有意義な研修会となりました。

（上伊那農業農村支援セ

ら消費税の基本的仕組み、インボイス制度の概要と対策、農業における注意点や

やすく述べました。

参加者からは、簡易課税制度の仕組みや、事例別の

消費税率や納税額の違い、課税事業者になるタイミングや消費税納税の始まる時期等、非常に多くの質問が出され、インボイス制度への関心の高さが伺えました。

また、「今後自身の経営でインボイス発行事業者登録が必要かどうか検討する参考となつた」、「今まで深く考えていくなかつたが、自分は免稅事業者だから自分は免稅事業者だから關係ない」等の思い込みから無関心な方の両極端に分かれているのが現状です。

インボイス制度の始まる10月1日からインボイスを交付するためには令和五年三月三一日までに登録申請手続きを行う必要があります（九月三〇日までの特例もあります）。この日

消費税インボイス制度に係る研修会の開催

令和五年一〇月一日から始まる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）については、特に小規模事業者には場合によつては経営方針の転換も必要となる重要な制度です。しかし、内容の複雑さからその周知や理解が進んでいくとはいえず、農業者にあっても熱心に勉強している方と自分は免稅事業者だから關係ない等の思い込みから無関心な方の両極端に分かれているのが現状です。

インボイス制度の始まる10月1日からインボイスを交付するためには令和五年三月三一日までに登録申請手続きを行う必要があります（九月三〇日までの特例もあります）。この日

農業経営セミナー

経営計画は、こうした場面で作成することが多いと思いますが、世の中の情勢や気象環境等が日々異なる中、事業を継続的に行つていくための計画と実績の比較検討や、事業の目指す方向の道しるべとして活かすこともできます。

農業は、農畜産物を生産して販売する「製造業」にあたります。そこで、どれだけ生産するという「生産計画」を起点に、収量と単価、費用から「收支計画」を作ります。機械施設や新技術の導入時は、投資効果や調達資金の「設備投資計画」を作ります。また、適期作業は、品質、収量に直

うな場面で行っていますか？栽培面では、次年度の品目と面積、定植時期といった交付計画を作成していると思いますが、これも経営計画の一部と言えます。認定新規就農者や認定農業者の認定申請時や補助事業、資金の借入れの時などにも売上高と経費を示し五か年の「収支計画」を作りますが、これも経営計画の一部です。

農業経営計画の作成

長野県農政部農業技術課副主任専門技術員
春田 さおり

画を整合します。今回紹介する「AGR IX NAGANO」では、単価、単収、経費、旬別作業時間をA4一枚で結果表示できるので、経営者にとって貴重な判断材料になると考えます。

接影響するので時期別の作業量に対応する「人員計画」は必須です。農産物価格は季節変動するため、独自の販路ならなおさら、いつ、どの規格で、どれだけ、いくらで販売するか「出荷販売計画」を作り逆算して生産を計画することが重要です。こうした各計画が破綻なく整合しなければ、その計画は実現不可ということがあります。

個人経営でここまで経営計画書を作ることは稀ですが、長年の経験から頭の中ごとに

二 農業経営計画支援システム「AGRIX NAGANO」の活用とば？
「AGRIX NAGANO」は、長野県農業試験場で開発したソフト(Excelファイル)で、平成一六年に「普及に移す技術」になつています。

二 農業経営計画支援 システム「AGRI-X NAGANO」の活用

あります。追加が可能で、オリジナルの経営計画（生産・収支・作業時間）の作成ができます。

主な機能は、プログラマム「XLP」（中央農研開発）による最適面積を計算して、②収益と経費、旬別間と一緒につ示します。あらかじめ県の経営指標データを登録して、耕作地を入力すると、試算計画書を用いて耕作計画書表示、整地計画書表示、目標計画書表示、標準計画書表示ができます。

(図1) ホーム画面



(図2) 入力手順

三 あむせ

粗収益、旬別作業時間、経営費、農業所得など結果が表示されます。旬別作業時間は、グラフ表示もされ視覚的に年間作業時間がわかります。クリーム色のセルは直接実際の数字が入力できます。

(3) シミュレーションと結果表示

品目	生産量	販売量	販売額
米穀	1000	900	1000
野菜	500	450	500
果樹	300	250	300
畜産	200	180	200
総計	2000	1730	2000

年	生産量	販売量	販売額
2000	1000	900	1000
2001	1050	950	1050
2002	1100	1000	1100
2003	1150	1050	1150
2004	1200	1100	1200

年	生産量	販売量	販売額
2000	500	450	500
2001	520	470	520
2002	540	490	540
2003	560	510	560
2004	580	530	580

年	生産量	販売量	販売額
2000	300	250	300
2001	320	270	320
2002	340	290	340
2003	360	310	360
2004	380	330	380

年	生産量	販売量	販売額
2000	200	180	200
2001	210	190	210
2002	220	200	220
2003	230	210	230
2004	240	220	240

栽培実績

(図3) 計算結果表示

「AGRIX NAGANO」は、必要なデータを入力することで、短時間で経営計画が作成できます。現況と比較して、自己の経営の特徴や課題を抽出するなど使い方も様々です。興味のある方は、最寄りの農業農村支援センターまでお問い合わせください。

(2) 使い方

① 入力手順は、図2のとおりとなります。起動できましたら、當農条件を設定します。

② 利益係数設定

品目を決めます。経営指標

④ 減価償却費資産設定

作日毎の経営指標の減価償却資産を引用出来るので、実際の保有資産に合わせて、償却資産を追加することも可能です。



農政をめぐる情勢と話題

— 基本法見直しに向け「中間とりまとめ」 —

農的・社会デザイン研究所 代表 菲谷 栄一

「中間とりまとめ」を発表

で追認されている。

食料安全保障強化に重点

肥料原料価格等の高騰に、記録的な円安が重なり、農家経営が大きく圧迫されるとともに、農産物をはじめ諸物価の上昇が家計を直撃した。これに自民党がすぐに対応し、食料安全保障が農政の最重要課題としてにわかに浮上したものである。そしてこれが食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）見直しの動きへとつながってきた。

自民党の動きを受けて政府も動き始め、農水省は食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し、一〇月から基本法の見直しについて検討を積み重ねてきた。その結果としての「中間とりまとめ」を五月二九日に決定した。そしてこれは六月二一日に開かれた政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部会合

食料安全保障強化に重点 中間とりまとめの内容であるが、まずは基本法にある基本理念の見直しを行なっている。現行基本法では、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の發揮、③農業の持続的な発展、④その基盤としての農村の振興、の四つがあげられている。これを①国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、④農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保、の四つに再整理していいる。

みの構築。〈農業〉では、個人経営の発展、農業法人の経営基盤強化、小麦や大豆、加工・業務用野菜の生産増大。〈農村〉では、共同活動への非農業者の参画促進、農村でのビジネス創出。〈その他〉としては、持続可能な農業の主流化、食料自給率目標以外の数値目標の設定、不測時の対応について法的根拠を検討、等となっている。

具体的には、食料安全保障については、不測の事態への対応についての法制化に加えて、平常時の対応が盛り込まれ、また水田稲作から畑作へのシフトを促している。また農業で生計を立てる「効率的・安定的な経営」を育成・確保していくことを柱に据える一方で、それ以外の副業的な経営など「多様な農業人材」も一定の役割を果たしていくことが明記されていく。また注目されていた

展望が見えない日本農業

急がれる本質的見直し 中間とりまとめに対するパブリックコメントは七月二二日に締め切っており、これを踏まえての若干の修正が行われ、九月にも最終とりまとめが発表されることになる。そして基本法の見直し法案が年明けから通常国会に提出されて一件落着ということになる。

しかしながら、これで日本農業再生の条件整備が整ったわけではない。基本法見直しとはいっても、そもそも食料安全保障の強化が最大のねらいであり、検証部会も情勢変化に対応して理念法、宣言法としての基本法が何故機能しなかつたのか、どこに問題があるのか、また予算との関係についてほとんど議論は行われず、検証されてはいない。

また日本農業のビジネスについてもまだ模様のままで、明確化されてはいな

い。
実情からすれば、あらためて検証部会を立ち上げ、基本法についての本質的な見直し検討が急がれる。

い、というのが率直な受け止め方である。

INFORMATION 令和5年度農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催回数・期日・研修内容等】

回・期日	時 間	研修内容(一部変更あり)・講 師
第1回 令和5年 12月8日(金)	10:00~ 12:00	「農業の法人化」 講師:高橋 英昭 氏(長野県農業技術課広域担当普及指導員)
	13:00~ 15:00	「農業法人の税務」 講師:朝日税理士法人 伊那事務所 代表社員 神谷 正紀 氏(税理士)
第2回 令和6年 1月12日(金)	10:00~ 12:00	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師:社会保険労務士法人アンカー 代表 山本 亨 氏(特定社会保険労務士)
	13:00~ 15:00	「経営計画」 講師:(株)百一姓 代表取締役社長 羽場 権二 氏(上級農業経営アドバイザー)

【開催方法】zoomによるweb開催

【対象者】認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会(市町村・JA・等関係機関・団体の担当者)等

【申し込み方法・期限】

- 電話、FAX、Eメール等で、第1回:令和5年11月30日(木)、第2回:令和5年12月26日(火)までに【問い合わせ先】に申し込んでください。
- 受付後に当日のweb情報を送りますので、メールアドレスを必ず記載してください。

【問い合わせ先】長野県農業再生協議会 担い手・農地部会 担当者:事務局長 砂場洋次

住所:〒380-0826 長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階(長野県農業会議内)

電話:026-225-9642 FAX:026-219-2953 Eメール:24ninaite@nca.or.jp

【その他】後日、長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)のホームページに詳細等を掲載する予定です。

農業農村支援センター「令和4年度 普及活動アルバム」をご覧ください

長野県ホームページに、農業農村支援センターの令和4年度の主な普及活動内容を掲載しましたので、ぜひご覧ください。(こちらのURLにアクセスをお願いいたします。QRコード(右)もご利用ください。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/aec/katsudo.html> (長野県農政部農業技術課)



支 援 の 窓 令和5年度農業経営者総合サポート事業について

長野県では、経営コンサルタント等の専門家とともに農業者の課題解決を支援する「農業経営者総合サポート事業」に平成30年度から取り組んでいます。本号では、事業紹介及び主な支援事例をご紹介します。

1 事業紹介

農家が抱える経営課題に対して、現地関係機関(農業農村支援センターや市町村等)で構成される伴走支援チームで支援を実施しています。農業経営の改善や法人化、円滑な継承等、専門的な知識が必要な課題に対しては専門家(中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、農業法人の経営者等)の派遣を行い、課題解決に向けて必要な助言・指導等を行います。専門家派遣にかかる農家負担はありません。

現在抱えている経営課題がありましたら、最寄りの農業農村支援センターへお気軽にご相談ください。

2 支援事例

《事例1》課題・要望:「従業員の給与体系や人事評価制度について、先進農業者の助言を受けたい」

支援内容と感想:現在行っている評価制度と賃金を結び付けるため、地域の先進的農業者を招き、その実践事例を聞いた。事例の説明や助言により、従業員の定着率を上げるために方策も学ぶことができた。

《事例2》課題・要望:「法人化のタイミングや具体的な手続きについて助言を受けたい」

支援内容と感想:税理士により、法人化手続きの流れと会計処理について指導を受けた。資産の扱いの注意点や課税事業者の選択についても理解が深まった。また、普及指導員とともに、法人化後の中長期経営計画の作成に向けた課題の洗い出しとその優先順位を検討し、長期的視点が持てた。

《事例3》課題・要望:「法人化後、規模拡大のため新規雇用を検討している。労務管理について支援して欲しい」

支援内容と感想:社会保険労務士の派遣により、法人化した後の労務管理にかかる各種法令や労務規則等の作成支援を受けた。具体的な助言により、雇用契約や就業規則の細部の修正を行い、人材雇用に向けた取組を進めることができた。

《事例4》課題:「経営継承について専門家の支援を受けたい」

支援内容と感想:経営コンサルタントを通じて、経営継承に関する手続きや資産相続、申告時期等について確認し経営移譲計画を作成した。現在は無事に経営継承が済み、後継者が経営主として経営を行っている。

(長野県農業経営・就農支援センター:長野県農政部農村振興課)

長野県農業再生協議会「担い手情報」担い手・農地だより 第40号 令和5年8月

編集・発行/長野県農業再生協議会 担い手・農地部会 長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11F(農業会議内)

電話/026-225-9642 FAX/026-219-2953 E-mail/24ninaite@nca.or.jp

ホームページアドレス <http://www.naganokaigi.com/ikusei/index.php>